解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月二十九日山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

山口県下関市永田本町三丁目四番一七号

学校法人みその学園

清算人　金出　俊行

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年九月三十日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

高知県幡多郡大月町弘見二二一八番地

清算法人大月町春遠土地改良区

清算人代表　野村　昌秀

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十月七日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

新潟県新潟市西区小新五丁目一〇三番地一〇

小新白鳥東土地区画整理組合

代表清算人　西山　一美

第五十一期決算公告

平成二十七年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、六六九、四一六
固定資産	一、三六五、二六六
合計	三、〇三四、六八二

負債及び純資産の部

流動負債	八二一、一一一
固定負債	五七〇、〇五九
株主資本	一、六四三、五一二
資本金	六〇、〇〇〇
資本剰余金	一、四三四、九二〇
利益剰余金	一四八、五九二
その他利益剰余金	一四八、五九二
（当期純利益）	（七三、六七九）
合計	三、〇三四、六八二

平成二十七年十月二十六日

愛知県半田市東本町二丁目二四番地

中埜酒造株式会社

第九期決算公告

平成二十七年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	三九六、六五〇
固定資産	二二五、五二五
資産合計	六二二、一七五

負債及び純資産の部

流動負債	八四、三六七
（うち賞与引当金）	（二、八五九）
（うち返品調整引当金）	（三、六六五）
（うちポイント引当金）	（六、〇〇九）
固定負債	八三九
退職給付引当金	八三九
株主資本	五三六、九六八
資本金	七一、一〇〇
資本剰余金	六〇、八〇〇
資本準備金	六〇、八〇〇
利益剰余金	四〇五、〇六八
その他利益剰余金	四〇五、〇六八
（うち当期純損失）	（二五五、二五三）
負債及び純資産合計	六二二、一七五

平成二十七年十月二十六日

広島県広島市中区中町八番一八号

エス株式会社

代表取締役　児玉　昇司

配当公告

大分県別府市大字南立石四二六番地の一

破産者　ミナモト建設株式会社

右の者に対する大分地方裁判所平成二十四年（フ）第二〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七九、四六八、二九七円

一、配当することのできる金額

金七八、三六九、一三五円

平成二十七年十月二十六日

大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル四階

破産管財人　麻生　昭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡ニセコ町字有島七八番地五、最後の住所北海道虻田郡ニセコ町字有島七八番地四六　被相続人　亡　馬場　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

北海道虻田郡倶知安町南一条東二丁目四番地七ベルウッドビル三階　倶知安ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　恵介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大森町一八番地、最後の住所北海道函館市大森町一三番五号

被相続人　亡　上平　フユ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

北海道函館市中道二丁目一番二〇号

相続財産管理人　弁護士　兼平　誠也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳

被相続人　亡　氏名不詳の男性（平成二十六年十月五日岩手県下閉伊郡田野畑村北山一二九番地一〇北山崎ビジターセンター南東約三〇〇メートルの滝で死亡しており、田野畑村長が平成二十六年十一月十二日付け官報に行旅死亡人の公告を掲載した男性）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字大清水三七四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松浦　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

事務所　山形市相生町六番五六号

古澤・内藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺弘行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市青柳町三一七六番地、最後の住所茨城県水戸市大工町三丁目一二番一八号　被相続人　亡　野上　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

茨城県水戸市大町一丁目二番二七号

相続財産管理人　弁護士　飯島　章弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市夏見六丁目二七一番地、最後の住所千葉県船橋市夏見六丁目三番三号　被相続人　亡　中墓　辰也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

事務所千葉県市川市行徳駅前二―一―一八コクブ行徳駅前ビル三〇三　いちかわ行徳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　上梓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区洲崎町四四番地、最後の住所横浜市金沢区洲崎町八番一八号　被相続人　亡　小島　政吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十六日

横浜市中区常盤町一―二―一関内電子ビル三階Ａ―一

相続財産管理人　弁護士　飯田　学史